

アスベスト含有調査業務仕様書

- 1 業務名 令和6年度 佐久市立小中学校アスベスト含有調査業務(単価契約)
- 2 委託期間 契約締結の日から 令和7年3月21日 まで
- 3 業務の目的 本業務は、建築物(工作物を含む)の建材の「アスベスト使用の有無」について調査を行うことを目的とする。
- 4 業務内容 アスベスト調査業務は、石綿障害予防規則その他関係法令に基づき、以下の調査を行う。

① 履行場所及び調査対象物

番号	施設名	建物用途	建設年	調査部位	検体数	採取物	備考
1	市内公立小学校	小学校	昭和51年～ 平成18年	床・壁・天井	55～75	塗料、ボード、モルタル等	接着剤含む
2	市内公立中学校	中学校	昭和60年～ 平成18年	床・壁・天井	15～35	塗料、ボード、モルタル等	接着剤含む
3	市内教職員住宅	住宅・共同住宅・長屋	昭和62年～ 平成15年	床・壁・天井	未定	塗料、ボード、モルタル等	接着剤含む
4	その他佐久市内の施設		～平成18年	床・壁・天井	未定	塗料、ボード、モルタル等	接着剤含む
5							
6							
7							
8							
9							
合計					70～110		

※調査部位、検体数は概ねの目安とする。

② 調査項目(●を適用する)

- | | |
|---|--|
| <input type="radio"/> 資料調査(一次スクリーニング) | <input type="radio"/> 目視調査(二次スクリーニング) |
| <input checked="" type="radio"/> 検体採取 | <input checked="" type="radio"/> 分析調査(定性) JIS A 1481-1 |
| <input type="radio"/> 分析調査(定量) JIS A 1481-3 | <input checked="" type="radio"/> 調査報告書作成 |

③ 調査日時等

検体採取作業方法等詳細については、発注者及び受注者の協議により決定するが原則下記のとおりとする。

- ・学校運営に影響がない時間帯
(土日祝日の可能性もある)

④ 調査方法

調査は、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)」により実施する。

- 5 報告事項 受注者は、検体採取後速やかに結果の速報を、1か月以内に各学校ごとの調査報告書(1部+PDFデータ)を発注者に提出する。調査報告書には、以下の内容を記載すること。ただし、検体採取及び分析調査のみ実施の場合は、(3)を除く。
 - (1) 調査箇所、調査対象建材及びアスベスト含有の有無
 - (2) 調査箇所が分かる図面及び写真
 - (3) アスベスト含有の有無を判断した根拠
 - (4) 分析調査を行った場合は、分析結果、採取年月日、検査方法及び単位
- 6 入札方法
 - (1) 入札内容は、上記4業務内容の1検体あたりの単価契約である。なお、業務実施に当たり必要となる、人件費・脚立等の仮設費・交通費・経費等は含む単価とすること。
 - (2) 入札書は別紙様式を使用すること。
 - (3) 入札金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額とする(税抜金額)。
 - (4) 入札金額(単価の金額)が、予定価格の範囲内であり、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とする。

- 7 支払方法 (1) 調査報告書は、調査実施毎に提出すること。
(2) 6月、9月、12月、業務完了月の4回で支払うものとし、各月末に実績報告書及び請求書を提出すること。請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 8 特記事項 (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
(2) 受注者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を従事させること。
なお、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を実施すること。
(3) 受注者は、事故及び検体採取部分以外の建物、器物の損傷防止に努めなければならない。業務実施中に事故及び検体採取部分以外の建物、器物等を損傷し、または物品を紛失したときは、受注者はその賠償の責を負わなければならない。
- 9 その他 この仕様書に記載のない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。